

令和6年6月1日より 入院時の食事負担額が変わります

令和6年度診療報酬改定に伴い、下記の表のとおり入院時の食事に係る患者負担額が変更になりました。ご理解とご協力をお願い申し上げます。(7月にお送りする請求分からの適用となります。)

※全医療機関共通の値上げ金額となります。

入院時の食事負担額（患者負担分）			
所得区分		令和6年5月まで	令和6年6月から
70歳未満の方	70歳以上の方		
区分ア	現役並みⅢ	1食 460円	1食 <u>490円</u>
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食 210円	1食 <u>230円</u>
	低所得Ⅱ【長期該当】 ※過去1年間の入院期間が90日以上	1食 160円	1食 <u>180円</u>
	低所得Ⅰ	1食 100円	1食 <u>110円</u>

※1【長期該当】

区分オまたは低所得Ⅱの区分をお持ちで、入院期間が90日を越えた方は、保険者へ【長期該当】の申請を行うと減額の適用が受けられます。(入院費への適用は、病院へ提示した月からとなります。)

※2 オンライン資格確認で減額認定区分が確認できない場合、保険者が発行する「限度額適用・標準負担額減額認定証」等の提示が必要になります。必ず窓口へご持参ください。

※3 食事療養費は、高額療養費の算定対象外となります。